

春日部市告示第411号

春日部都市計画事業北春日部駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定に基づき、次の事項を公告する。

令和8年7月15日

春日部市長 岩谷 一 弘

1 土地区画整理事業の名称

春日部都市計画事業北春日部駅周辺地区土地区画整理事業

2 土地区画整理組合の名称

北春日部駅周辺地区土地区画整理組合

3 施行地区

春日部市内牧字大名取及び梅田字隅田の全部並びに内牧字三千貝、梅田字三沼、梅田本町二丁目、梅田三丁目及び栄町三丁目の各一部

4 事業施行期間

令和4年11月11日から令和19年3月31日まで

5 事務所の所在地

春日部市梅田三丁目193番地2

6 事業計画の決定の年月日

令和4年11月11日

7 事業計画の変更の年月日

令和8年7月15日